

観光専門人材育成支援事業制度要綱

〔 令和 4 年 1 月 5 日 観光・M I C E 担当局長決裁
最終改正 令和 6 年 12 月 26 日 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域資源の発掘から実際の誘客に至るまでの観光地域づくりの各プロセスについて、専門的な知識を持ち、地域の現場においてこれらを活用するための実践的な技能を有する人材（「デスティネーション・マネージャー」）を育成することを目的した北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院が実施するデスティネーションマネージャー育成プログラム（以下「プログラム」という。）に従業員を応募させる意思のある観光関連事業者に対し、市が支援するために必要な事項を定める。

(申請要件)

第 2 条 内定希望申請をすることができる観光関連事業者は、以下の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請日において札幌市内で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業の許可を受けている者のうち、同法第 2 条第 2 項から第 3 項の規定による「旅館・ホテル」または「簡易宿所」を営む者で、今後も継続して市内の宿泊施設の営業を行う意思を有する者、札幌市内の企業や観光関連事業者等を取りまとめ、3 年以上の活動実績があり、事務局機能を有する団体で、事業実施にあたり加盟企業等と連携をして事業を広く展開させることができる組織、札幌市内にある観光施設を所有する法人格を持つ者、札幌市のまちづくりに貢献しているエリアマネジメント団体もしくは旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定により旅行業または旅行業者代理業の登録を受けており、札幌市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる者またはそれらに類する団体等であることとする。なお、観光施設には次のいずれかに該当する施設は含まない。

イ 宗教活動を目的とした施設

ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設

ハ 小売店、飲食店、遊興施設、遊戯場等、市民による日常的な利用がほとんどを占めると考えられる施設

- (2) 前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、補助金の給付対象者となることができない。

イ 札幌市税を滞納している者

ロ 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団

員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下本項において「法」という。）第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。

以下同じ。）である者

ハ 暴力団（法第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ニ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

ホ 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) プログラムに応募する従業員を専門的な観光人材として育成する意欲があること。

(4) プログラムに応募する従業員は当該年度の 4 月 1 日時点で市内に在住する者であること。

（内定希望申請書類）

第 3 条 内定希望事業者は、内定希望申請書（様式 1）及び別表に定める添付書類を市長に提出すること。

（受講期間）

第 4 条 内定希望事業者が従業員に参加させるプログラムは、申請書を提出した翌年度から受講を開始し、当該年度内の 3 月末までに受講を完了すること。

（内定）

第 5 条 市長は、内定希望の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査を行い、適否を決定し、当該結果を審査結果通知書（様式 2）により申請者に通知するものとする。

2 内定希望の申請期間は令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 1 月 24 日までとする。

（受講に要する費用の補助及びその補助条件）

第 6 条 市長は、補助内定を受けた事業者からの申請に基づき、プログラム受講料に対し補助金を交付するものとする。ただし、補助金交付を申請する年度における予算が、議会で議決されることを条件とする。

2 前項の補助金交付に関し必要な事項は、別に定める観光専門人材育成支援事業補助金交付要綱によるものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、観光・M I C E 担当局長が定める。

別表 申請時添付書類

提出書類
1 札幌市税の納税証明書（指名願）の写し （札幌市の市税事務所から取得した直近のもの。創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「法人設立・設置届出書」の写し。） 2 法人登記簿等 (1) 宿泊施設の場合 ・旅館業許可書の写し ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し (2) 観光団体の場合 ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し (3) 観光施設の場合 ・不動産登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し (4) エリアマネジメント団体の場合 ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し (5) 旅行会社の場合 ・旅行業登録票の写し ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し 3 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に提出予定の受講申込書の写し 4 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に提出予定の履歴書の写し 5 その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１月５日から施行する。
- 2 この要綱は、令和４年１１月２１日から施行する。
- 3 この要綱は、令和５年１２月１４日から施行する。
- 4 この要綱は、令和６年１２月２６日から施行する。